

## 地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

### 第一 地方税法施行令に関する事項

#### 一 道府県民税及び市町村民税

- 1 譲渡損失その他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産を加えること。  
(第七条の十三の二関係)

- 2 雑損控除の対象となる資産の損失の金額について、その資産が家屋等の使用又は期間の経過により減価するものである場合には、当該損失の生じた日にその資産の譲渡があったものとみなして譲渡所得の金額の計算をしたときにその資産の取得費とされる金額に相当する金額を基礎として計算することができるとすること。(第七条の十三の四関係)

- 3 生命保険料控除の対象となる生命共済契約等の範囲に、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第三号に掲げる事業を行う協同組合連合会を加えること。(第七条の十五の十関係)

- 4 地震保険料控除の対象となる共済に係る契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済に係

る契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済に係る契約を加えること。（第七条の十五の十四関係）

5 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる金額の範囲に、合併により被合併法人の新投資口予約権に代えて交付を受ける金銭の額を加えること。（附則第十八条関係）

6 東日本大震災に係る雑損控除額の特例について、対象となる資産の原状回復のための支出から除外される当該資産の損失金額相当部分の計算の基礎となる損失の金額を定めること。（附則第二十四条関係）

7 法人税割の税率引下げに伴い、外国税額控除の限度額の計算方法等について所要の措置を講ずること。（第九条の七、第四十八条の十三関係）

8 地方法人税の創設に伴い、外国税額控除の適用対象に、地方法人税を加える等所要の措置を講ずること。（第九条の七、第四十八条の十三関係）

## 二 事業税

復興特別所得税の額について法人税の額から控除することとされることに伴い、付加価値割及び所得割の課税標準について、所要の措置を講ずること。（第二十条の二の十二、第二十一条の二関係）

### 三 地方消費税

地方消費税に係る徴収取扱費の支払について、次のとおり見直すこと。

1 貨物割に係る徴収取扱費について、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額の十七分の十に相当する額に百分の〇・五〇を乗じて得た金額を国に支払うこと。（第三十五条の十七関係）

2 譲渡割に係る徴収取扱費について、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額の十七分の十に相当する額に百分の〇・四五を乗じて得た金額を国に支払うこと。（附則第六条の十一関係）

### 四 不動産取得税

1 社会福祉法人等が児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる者の細目を定めること。（第三十六条の七の二関係）

2 学校法人、社会福祉法人等が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる者の細目を定めること。（第三十六条の八の二関係）

3 社会福祉法人等が社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象資産の範囲に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する不動産を追加すること。（第三十六条の十関係）

4 全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき国土交通大臣から指名された建設主体が一定の新幹線鉄道の鉄道施設の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる建設線等の細目を定めること。（第三十七条の九の十一関係）

## 五 固定資産税及び都市計画税

1 社会福祉法人等が児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる者の細目を定めること。（第四十九条の十一の

二関係）

2 学校法人、社会福祉法人等が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる者の細目を定めること。（第四十九条の十二の二関係）

3 社会福祉法人等が社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象資産の範囲に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産を追加すること。（第四十九条の十五関係）

4 国家戦略特別区域法に規定する認定区域計画に内閣府令で定める一定の事業の実施主体として定められた者が、当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域内において当該認定区域計画に定められた当該事業の実施に関する計画に基づき取得した当該事業の用に供する一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めること。（附則第十一條関係）

5 都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について

、その対象となる資産の細目を定めること。（附則第十一条関係）

6 耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置について、減額対象となる固定資産税額及び減額の上限の算定の基礎となる耐震改修に要した費用の額の算定方法の細目を定めること。（附則第十二条関係）

7 一般社団法人又は一般財団法人に移行した旧民法第三十四条法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものに係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置を廃止すること。（附則第二十三条関係）

## 六 事業所税

社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設に対する非課税措置について、その対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する施設を追加すること。（第五十六条の二十六の五関係）

## 七 国民健康保険税

1 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を十六万円（現行十四万円）に、介護納付金課税額に

係る課税限度額を十四万円（現行十二万円）に引き上げること。（第五十六条の八十八の二関係）

2 国民健康保険税の減額の基準について、五割（四割・三割）減額の対象となる所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、二割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を四十五万円（現行三十五万円）に引き上げること。（第五十六条の八十九関係）

## 第二 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の一の7及び8の改正は平成二十六年十月一日から、第一の一の1から6までの改正は平成二十七年一月一日から、第一の五の4の改正は国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの政令の施行の日のいずれか遅い日から、第一の五の5の改正は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の四の1から3まで、五の1から3まで及び六の改正は子ども・子育て支援法の施行の日から、その他の改正は平成二十六年四月一日から施行すること。